

改訂意匠審査基準（第 7 部第 4 章）（案）

第 7 部 個別の意匠登録出願

第 4 章 画像を含む意匠

74 関連条文

意匠法

第二条 この法律で「意匠」とは、物品（物品の部分を含む。第八条を除き、以下同じ。）の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合であつて、視覚を通じて美感を起こさせるものをいう。

- 2 前項において、物品の部分の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合には、物品の操作（当該物品がその機能を発揮できる状態にするために行われるものに限る。）の用に供される画像であつて、当該物品又はこれと一体として用いられる物品に表示されるものが含まれるものとする。（第 3 項及び第 4 項略）

意匠法施行規則

様式第 2 [備考]

- 8 物品の部分について意匠登録を受けようとするときは、「【意匠に係る物品】」の欄の上に「【部分意匠】」の欄を設ける。
- 39 （第 1 部「願書・図面」第 1 章「意匠登録出願」11「関連条文」参照）
- 40 意匠法第 2 条第 2 項の規定により物品の操作（当該物品がその機能を発揮できる状態にするために行われるものに限る。）の用に供される画像を含む意匠について意匠登録出願をするときは、「【意匠に係る物品の説明】」の欄にその画像に係る当該物品の機能及び操作の説明を記載する。

様式第 6 [備考]

- 8 （第 2 部「意匠登録の要件」第 1 章「工業上利用することができる意匠」21「関連条文」参照）
- 9 （第 2 部「意匠登録の要件」第 1 章「工業上利用することができる意匠」21「関連条文」参照）
- 10 （第 2 部「意匠登録の要件」第 1 章「工業上利用することができる意匠」21「関連条文」参照）
- 11 物品の部分について意匠登録を受けようとする場合は、8 から 10 まで及び 14 に規定される画像図（意匠法第 2 条第 2 項に規定する物品と一体として用いられる物品に表示される画像を表す図をいう。以下同じ。）において、意匠に係る物品のうち、意匠登録を受けようとする部分を実線で描き、その他の部分を破線で描く等により意匠登録を受けようとする部分を特定し、かつ、意匠登録を受けようとする部分を特定する方法を願書の「【意匠の説明】」の欄に記載する。
- 14 （第 2 部「意匠登録の要件」第 1 章「工業上利用することができる意匠」21「関連条文」参照）
- 21 各図の上部には、その種類に応じ「【正面図】」、「【背面図】」、「【左側面図】」、「【右側面図】」、「【平面図】」、「【底面図】」、「【表面図】」、「【裏面図】」、「【展開図】」、「【〇〇断面図】」、「【〇〇切断部端面図】」、「【〇〇拡大図】」、「【斜視図】」、「【正

面、平面及び右側面を表す図】」、「【画像図】」等の表示をする。これらの図が参考図である場合は、その旨も表示する。これらの場合において、複数の図の表示が同一とならないようにする。

様式第 7 [備考]

- 4 その他は、様式第 6 の備考 2、3、6、8 から 12 まで、14 及び 18 から 23 までと同様とする。

74.1 意匠を構成する画像

意匠登録出願の意匠に含まれる画像が、意匠法の保護対象となる意匠を構成するためには、以下の（１）又は（２）のいずれかに該当しなければならない。

（１）物品の表示部に表示される画像が、意匠法第 2 条第 1 項に規定する物品の部分の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合と認められるものであること

（２）意匠に含まれる画像が、意匠法第 2 条第 2 項において規定する画像を構成するものであること

また、上記（１）又は（２）の条件に該当するためには、物品の表示部に表示される画像が、その物品に記録された画像であることを要する。

（具体的な要件については、74.1.1.1「画像が意匠を構成するものであること」を参照。）

74.1.1 電子計算機の画像

電子計算機が本来的に有する機能は情報処理機能のみであるため、意匠に係る物品を「電子計算機」とする意匠の場合、任意のソフトウェア等により表示される画像は、意匠法第 2 条第 1 項に規定する物品の部分の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合、及び、意匠法第 2 条第 2 項において規定する画像（物品の部分の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合）のいずれにも該当しない。

一方、電子計算機は、ソフトウェアと一体化することにより、具体的な機能を有する新たな物品（付加機能を有する電子計算機）を構成することができる。この場合、当該物品に記録された画像は、意匠法第 2 条第 1 項に規定する物品の部分の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合、又は、意匠法第 2 条第 2 項に規定する画像に該当し得るものとして取り扱う。

（具体的な取扱いについては、74.4.1.1.2「電子計算機の取扱い」参照。）

74.1 意匠法第 2 条第 1 項に規定する物品の部分の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合と認められる画像について

意匠法第 2 条第 1 項に規定する物品の部分の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合と認められる画像については、具体的には以下の通り。

- （１）画像を含む意匠に係る物品が、意匠法の対象とする物品と認められるものであること（第 2 部「意匠登録の要件」第 1 章「工業上利用することができる意匠」21.1.1.1

~~「物品と認められるものであること」参照)~~

- ~~(2) 物品の表示部に表示される画像が、以下の (i) 及び (ii) の要件を満たすこと~~
- ~~(i) その物品の機能を果たすために必要な表示を行う画像であること~~
 - ~~(ii) その物品にあらかじめ記録された画像であること~~

74.1.1.1 物品の表示部に表示される画像が、その物品の機能を果たすために必要な表示を行う画像であること

物品の表示部に表示される画像が、意匠法第 2 条第 1 項に規定する意匠を構成するためには、当該画像が、その物品の機能を果たすために必要な表示を行うものでなければならない。

物品の「機能」とは、当該物品（別表第一による物品の区分、またはそれと同程度の区分を指す）から一般的に想定できる機能を意味する。例えば「置時計」であれば、時刻を表示する機能が物品の「機能」である（【事例 1】）。複数の機能を物品自体が備え持つ物品は、それぞれの機能が物品の「機能」であるといえ、例えばストップウォッチ機能付きの「腕時計本体」であれば、時刻表示機能、時間計測表示機能が物品の「機能」といえる（【事例 2】）。

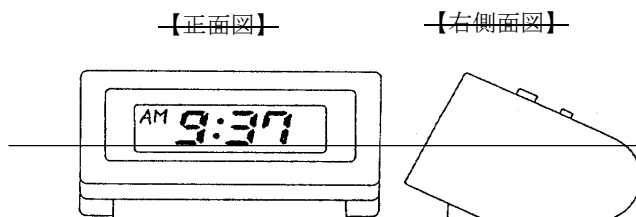
なお、意匠登録を受けようとする意匠に係る物品が一般的に想定できない機能を有している場合は、願書の記載等でどのような機能を有しているかを示すことで、その機能を果たすために必要な表示を行う画像についても保護を受けることができる（【事例 3】）。物品の機能については、例えばデジタルカメラの撮影機能のほかに、撮影時に水平状態を確認するための水準器表示等、機能と密接に関連した付随機能が存在するが、このような付随機能を果たすために必要な表示を行う画像についても、物品の機能を果たすために必要な表示を行う画像とする（【事例 4】）。

~~（注）複数の機能を有する物品の取扱い~~

~~当該画像が物品のどの機能を果たすために必要な画像であるのか、その物品からは直接導き出すことができないような複数の機能を有する物品については、その旨の説明を記載する必要がある。~~

【事例 1】

~~【意匠に係る物品】置き時計~~

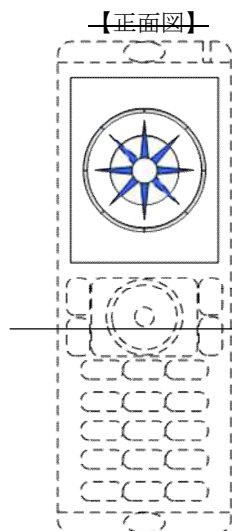


【事例 2】

~~【意匠に係る物品】腕時計本体~~



【事例 3】 【意匠に係る物品】 携帯電話機

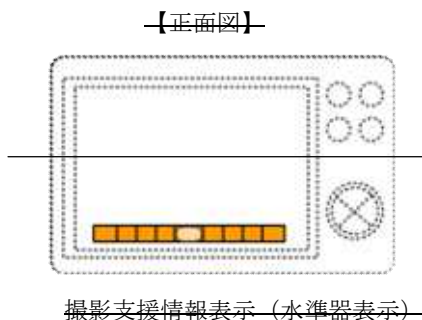


【意匠に係る物品の説明】

本物品は、方位計測機能を有する携帯電話機である。
正面図中の表示部に表された図形は、計測した方位を
表示するものであり、測定した方位に応じて磁針が回
転する。

【事例 4】

【意匠に係る物品】 デジタルカメラ



撮影支援情報表示（水準器表示）

【意匠に係る物品の説明】

本物品は、カメラの傾きを感知する水準
器機能を有するデジタルカメラである。
正面図中の表示部に表された図形は、撮
影時に水平状態を確認するための水準器
表示である。

74.1.2 物品の表示部に表示される画像が、その物品にあらかじめ記録された画像であること

物品の表示部に表示される画像は、その物品にあらかじめ記録された画像である必要がある。したがって、テレビ番組の画像、インターネットの画像、一体として用いられる他の物品からの信号による画像を表示したものなど物品の外部からの信号による画像を表示したもの、物品に接続又は挿入された記録媒体に記録された画像を表示したもの及び事後的に記録された画像を表示したものは、意匠を構成するものとは認められない。

また、物品から独立して創作され、販売されるビジネスソフトやゲームソフト等をインストールすることで表示される画像については、物品にあらかじめ記録されたもの（プリインストールされたもの）であっても、意匠を構成しないものとする。

（注）

①電子計算機の取扱い

物品から独立して創作され、販売されるソフトウェア（OSも含む）をインストールすること

~~で表示される画像（プリインストールされたものも含む）は、保護対象とはならない。~~

②ゲーム機の取扱い

~~— 物品から独立して創作され、販売されるゲームソフトをインストールすることにより表示されるゲームの画像（ゲーム機にプリインストールされたものも含む）、ゲームを記録した記録媒体を挿入することにより表示されるゲームの画像は、保護対象とはならない。~~

~~なお、電池残量表示など、ゲームソフトによらないゲーム機本体の機能を果たすために必要な表示を行う画像であつて、物品にあらかじめ記録されたものについては、意匠法第 2 条第 1 項に規定する物品の部分の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合と認められる。~~

74.2 意匠法第 2 条第 2 項に規定する画像について

~~意匠法第 2 条第 2 項において、「物品の操作（当該物品がその機能を発揮できる状態にするために行われるものに限る。）の用に供される画像であつて、当該物品又はこれと一体として用いられる物品に表示されるもの」と規定する画像については、具体的には以下の通り。~~

~~—（１）画像を含む意匠に係る物品が、意匠法の対象とする物品と認められるものであること（第 2 部「意匠登録の要件」第 1 章「工業上利用することができる意匠」21.1.1.1「物品と認められるものであること」参照）~~

~~—（２）物品の機能を発揮できる状態にするための操作の用に供される画像であること
物品の「機能」とは、当該物品（別表第一による物品の区分、またはそれと同程度の区分を指す）から一般的に想定できる機能を意味する。例えば「電話機」であれば、通信回線を通じ、指定された接続先と音声通話を実現することが、物品の「機能」である。複数の機能を物品自体が備え持つ物品は、それぞれの機能が物品の「機能」であるといえ、例えば「カメラ付き携帯電話機」であれば、通話機能、画像撮影機能、撮影画像表示機能及び通話メール送受信機能等が物品の「機能」といえる。~~

~~なお、意匠登録を受けようとする意匠に係る物品が一般的に想定できない機能を有している場合は、願書の記載等でどのような機能を有しているかを示すことで、その機能を発揮するための画像についても保護を受けることができる。~~

~~機能を「発揮できる状態」とは、当該物品の機能を働かせることが可能となっている状態（例えば、切符販売機であれば切符の発券ができる状態、光ディスク記録再生機の「映像再生機能」であればコンテンツの視聴を開始できる状態、及び、現金自動預入支払機の「振込機能」であれば振込の処理を開始できる状態等）であり、実際に当該物品がその機能にしたがって働いている状態（例えば、携帯電話機については通話中やメールの送信中、磁気ディスクレコーダーについては再生中や録画中の状態等）を保護対象に含まないことを意味する。~~

~~—「操作」とは、物品がその機能にしたがって働く状態にするための指示を与えるこ~~

~~とをいう。したがって、操作のための図形等が一つもなく、単に当該物品の作動状態を表示しているのみの画像は操作画像とは認められない。ただし、当該画像が、当該物品の有する機能を果たすために必要な表示を行うものであって、当該物品にあらかじめ記録された画像である場合には、意匠法第 2 条第 1 項に該当する画像として保護対象となり得る（74.1「意匠法第 2 条第 1 項に該当する画像について」参照）。~~

~~なお、ここでいう操作については、操作の用に供されるものであることが画像全体について認定できれば足りるものであり、画像に含まれる操作用図形それぞれについてまで詳細に認定することを要さない。~~

~~複数の段階を経て物品の機能を発揮できる状態にする画像については、そのいずれの段階も機能を発揮できる状態にするためのものと認められるものであるから、当該画像が操作の用に供されるものであれば、保護対象となり得る。~~

~~また、複数の機能を有する物品においては、そのうちの一の機能について機能を発揮した状態で用いられる操作画像であっても、それが新たな別の機能を発揮させるための操作のための図形等を含む画像である場合は、当該物品の機能を発揮できる状態にするための操作の用に供される画像と認められ、保護対象となり得る。~~

~~（注）~~

~~①複数の機能を有する物品の取扱い~~

~~当該画像がどの機能を発揮できる状態にするために用いられるものなのか、その物品からは直接導き出すことができないような複数の機能を有する物品については、その旨の説明を記載する必要がある。~~

~~②電子計算機の取扱い~~

~~電子計算機は、本来的な機能が情報処理であるため、電子計算機でソフトウェアを使用したり、インターネット検索を行うことは、電子計算機の情報処理機能を発揮させている状態に該当するので、電子計算機を介して表示されるこのような画像は保護対象とはならない。~~

~~③ゲーム機の取扱い~~

~~ゲームの画像は既にゲーム機能を発揮した状態の画像であるため、操作画像とは認められない。ただし、ゲーム機本体の設定用の画像等は物品の機能を発揮するための操作に用いられる画像として保護される。~~

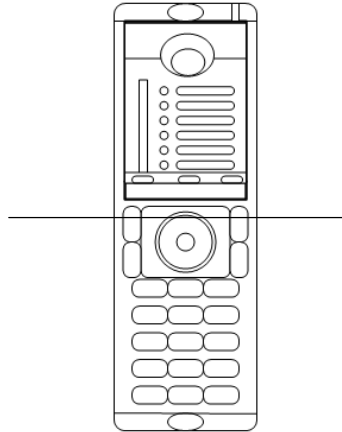
~~（なお、当該画像が、当該物品の有する機能を果たすために必要な表示を行うものであって、当該物品にあらかじめ記録された画像である場合には、意匠法第 2 条第 1 項に該当する画像として保護対象となり得る（74.1「意匠法第 2 条第 1 項に規定する物品の部分の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合と認められる画像について」参照）。）~~

~~（3）当該物品又はこれと一体として用いられる物品に表示される画像であること~~

~~部分意匠については、上記に加えて第 7 部「個別の意匠登録出願」第 1 章「部分意匠」の定義を参照されたい。~~

【事例】

当該物品に表示される画像
「携帯電話機」



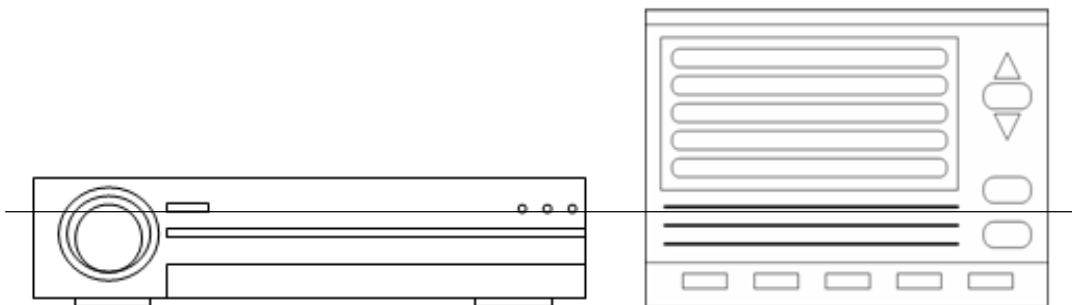
（物品自体が有する表示部に表示される画像の例）
※表示部に表示された画像は通話機能等、物品の機能を発揮できる状態にするために行われる操作に用いられることが前提となる。

【事例】

当該物品と一体として用いられる物品に表示される画像

意匠法第 2 条第 2 項では「これと一体として用いられる物品に表示されるものが含まれるものとする」と規定され、当該物品の機能を発揮するための操作に用いられる画像であって当該物品と一体として用いられる表示器等に表示される画像は保護対象とする。

「磁気ディスクレコーダー」



（当該物品と一体として用いられる物品（例、テレビモニター）に表示される画像の例）
※録画予約機能等、物品の機能を発揮できる状態にするために行われる操作に用いられる画像であることが前提となる。

74.2 74.3 画像を含む意匠の意匠登録出願における願書・図面

74.2.1 74.3.1 画像を含む意匠の意匠登録出願における願書の記載事項

（1）「部分意匠」の欄（部分意匠の場合のみ）

画像を含む意匠について、意匠法施行規則様式第 2 備考 8 の規定により、部分意匠の意匠登録出願をする場合には、その旨を明示するために、願書に「部分意匠」の欄が記載されていなければならない。ただし、画像を含む意匠について、全体意

匠の意匠登録出願をする場合には、この限りではない。

(2) 「意匠に係る物品」の欄の記載

画像を含む意匠をについて意匠登録出願する場合には、その創作のベースとなる物品が意匠法の対象とする物品と認められなければならない。(「〇〇用画像」や「〇〇用インターフェイス」は意匠に係る物品に該当しない。)

願書の「意匠に係る物品」の欄には、意匠法第 7 条の規定により別表第一の下欄に掲げる物品の区分又はそれと同程度の区分による物品の区分が記載されていなければならない。

例えば、ビデオディスクプレイヤーの意匠の創作において、意匠登録を受けようとする部分である画像が当該物品と同時に使用されるテレビ受像機に表示されるものであっても、権利の客体となる意匠に係る物品がは当該画像を含むビデオディスクプレイヤーであることから、願書の「意匠に係る物品」の欄には、「ビデオディスクプレイヤー」と記載されていなければならない(本章 74.8.1.1「物品の区分によらない願書の『意匠に係る物品』の欄の記載の例」参照。)

付加機能を有する電子計算機の画像を含む意匠について意匠登録出願する場合には、願書の「意匠に係る物品」の欄に、「〇〇機能付き電子計算機」と記載されていなければならない。この場合の「〇〇機能」(付加機能)は、その付加により実現される物品の機能を、経済産業省令で定める物品の区分又はそれと同程度の区分と同等の機能を記載する。

(i) 「意匠に係る物品」の欄の記載として適切なものの例

- (a) 付加機能により「経路誘導機」と同等の機能を有するものである場合、
「経路誘導機能付き電子計算機」
- (b) 付加機能により「電話機」と同等の機能を有するものである場合、
「通話機能付き電子計算機」
- (c) 付加機能により「デジタルカメラ」と同等の機能を有するものである場合、
「カメラ機能付き電子計算機」
- (d) 付加機能により「歩数計」と同等の機能を有するものである場合、
「歩数計機能付き電子計算機」
- (e) 付加機能により「マルチメディアプレイヤー」と同等の機能を有するものである場合、
「マルチメディア再生機能付き電子計算機」
- (f) 付加機能により「工作機械用数値制御器」と同等の機能を有するものである場合、
「工作機械用数値制御機能付き電子計算機」

(ii) 「意匠に係る物品」の欄の記載として不適切なものの例

- (a) 付加機能として総括的な機能を記載したもの
(例、「情報操作機能付き電子計算機」、「事務処理機能付き電子計算機」)
- (b) 付加機能として抽象的な機能を記載したもの

- (例、「決定機能付き電子計算機」、「選択機能付き電子計算機」)
- (c) 付加機能として具体的でない機能を記載したもの
(例、「携帯情報端末機能付き電子計算機」)
- (d) 付加機能として「情報処理機能付き」と記載したもの
- (e) 複数の付加機能を併記したもの
(例、「金銭登録及びラジオ受信機能付き電子計算機」、「流量計測及び動画撮影機能付き電子計算機」)

(3) 「意匠の説明」の欄の記載

変化する画像について、図面の記載のみでは変化の順序又は変化の態様が明らかでないときは、これらについての説明を記載する。

画像を含む意匠を部分意匠として意匠登録出願する場合は、意匠法施行規則様式第 6 備考 11 の規定に基づき、意匠登録を受けようとする部分を特定する方法を願書の「意匠の説明」の欄に記載しなければならない。

(4) 「意匠に係る物品の説明」の欄の記載

①意匠法施行規則様式第 2 備考 39 の規定は、画像を含む意匠の意匠登録出願にも適用される。

したがって、画像を含む意匠の意匠に係る物品が、経済産業省令で定める物品の区分のいずれにも属さない場合には、その物品の使用の目的、使用の状態等物品の理解を助けることができるような説明が、願書の「意匠に係る物品の説明」の欄に記載されていなければならない。

②画像が意匠法第 2 条第 1 項の規定する物品の部分の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合と認められるものである場合、図面の記載のみでは当該画像が物品のどのような機能を果たすために必要な表示を行う画像であるか及び又は画像の用途、機能が明らかでないときは、これらについての説明を記載する。

意匠法第 2 条第 2 項に規定する画像の場合、当該画像が、その物品のどのような機能を発揮できる状態にするために行われる操作に係るものか、又また、操作方法について説明を記載する。(意匠法施行規則様式第 2 備考 40)

(5) 画像を含む意匠の意匠登録出願における図面等の記載

①一組の図面

画像を含む意匠の意匠に係る物品全体の形態について、一組の図面が必要である。

また、画像は織物地のような平面的なものとは認められず、画像を【表面図】及び【裏面図】をもって一組の図面とすることはできない。

②他の表示機器等に表示される画像の図

意匠法第 2 条第 2 項に規定する画像について、その物品と一体として用いられる表示機器等に表示される画像を表す図は、【画像図】として記載する。

【画像図】の輪郭は、当該物品と一体として用いられる表示機器等の表示部の

外周縁とする。また、【画像図】として画像を表すことができるのは、意匠法第 2 条第 2 項に規定する画像であって、意匠に係る物品が画像を他の表示機器に表示して当該物品の操作を行うものである場合に限られる。

③図の省略

以下の (i) から (v) のいずれかに該当する場合には、図の省略が認められる。

- (i) 意匠法施行規則様式第 6 備考 8 に規定される同一又は対称である場合の一方の図の省略
- (ii) 意匠法施行規則様式第 6 備考 9 の規定により認められた図の省略
- (iii) 正面図、背面図、左側面図及び右側面図が同一の場合の、背面図、左側面図及び右側面図の省略
- (iv) 意匠法第 2 条第 2 項に規定する物品と一体として用いられる物品に表示される画像についてのみ意匠登録を受けようとする部分意匠の出願の場合における、画像図以外の意匠に係る物品を表す一組の図面又は一部の図の省略
したがって、意匠に係る物品と一体として用いられる物品（表示機器等）に表示される画像を含む意匠を部分意匠として意匠登録出願する場合、意匠に係る物品全体の形態についての一組の図面を省略することができる。すなわち、**【画像図】のみによる意匠登録出願が認められる。**
- (v) 物品の部分について意匠登録を受けようとする場合であって、意匠登録を受けようとする部分以外の部分のみが表現される図のうち、以下のイからハのいずれかに該当する図の省略
 - イ 正面図又は背面図のいずれか一方
 - ロ 平面図又は底面図のいずれか一方
 - ハ 左側面図又は右側面図のいずれか一方

④参考図

【意匠に係る物品の説明】の欄等、願書の記載だけでは意匠を十分に表現することができないときは、画像中の各部の用途及び機能や操作方法を説明する参考図を添付する。

その他、全体意匠に関しては第 2 部「意匠登録の要件」第 1 章「工業上利用することができる意匠」21. 1. 2「意匠が具体的なものであること」、部分意匠に関しては第 7 部「個別の意匠登録出願」第 1 章「部分意匠」71. 2. 2「部分意匠の意匠登録出願における図面等の記載」を参照されたい。

74.3 74.4 画像を含む意匠の意匠登録出願に係る意匠の認定

画像を含む意匠の意匠登録出願に係る意匠の認定は、以下の点に関して、願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断して行う。

したがって、願書又は願書に添付した図面等に該当しない書類、例えば、特徴記載書、優先権証明書、意匠法第 4 条第 2 項の規定の適用を受けるための証明書等は、画像を含む意匠の意匠登録出願に係る意匠の認定の際には、その基礎となる資料とはしない。（全体意匠については第 1 部「願書・図面」第 2 章「意匠登録出願に係る意匠の

認定」参照、部分意匠については、第 7 部「個別の意匠登録出願」第 1 章「部分意匠」71.3「部分意匠の意匠登録出願に係る意匠の認定」参照)

(1) 意匠に係る物品

当該画像を含む意匠の意匠に係る物品の使用の目的、使用の状態等に基づき、当該意匠に係る物品が有する用途及び機能を認定する。

(2) 「画像」の用途及び機能

「画像」の用途及び機能は、前記認定した画像を含む意匠の意匠に係る物品が有する用途及び機能に基づいて認定する。

(3) 「画像を含む意匠」の形態

「画像を含む意匠」の形態は、一組の図面及び断面図、斜視図、画像図等その他必要な図に基づいて認定する。

74.4 74.5 画像を含む意匠の登録要件

画像を含む意匠として意匠登録出願されたものが意匠登録を受けるためには、以下のすべての要件を満たさなければならない。

- (1) 工業上利用することができる意匠であること
- (2) 新規性を有すること
- (3) 創作非容易性を有すること
- (4) 先願意匠の一部と同一又は類似の後願意匠ではないこと

74.4.1 74.5.1 工業上利用することができる意匠

画像を含む意匠として意匠登録出願されたものが、意匠法第 3 条第 1 項柱書に規定する工業上利用することができる意匠に該当するためには、以下のすべての要件を満たさなければならない。

- (1) 意匠を構成するものであること
- (2) 意匠が具体的なものであること
- (3) 工業上利用することができるものであること

74.4.1.1 74.5.1.1 意匠を構成するものであること

意匠を構成するための要件については、第 2 部「意匠登録の要件」第 1 章「工業上利用することができる意匠」、第 7 部「個別の意匠登録出願」第 1 章「部分意匠」を参照されたい。

74.4.1.1.1 74.5.1.1.1 画像が意匠を構成するものであること

意匠登録出願の意匠に含まれる画像が、意匠を構成するためには、以下の

- (1) 又は (2) のいずれかに該当しなければならない。
 - (1) 物品の表示部に表示される画像が、意匠法第 2 条第 1 項に規定する物品の部分の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合と認められるものであること

- (2) 意匠に含まれる画像が、意匠法第 2 条第 2 項において規定する画像を構成するものであること

74.4.1.1.1.1 74.5.1.1.1.1 物品の表示部に表示される画像が、意匠法第 2 条第 1 項に規定する物品の部分の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合と認められるものであること

物品の表示部に表示される画像が、意匠法第 2 条第 1 項に規定する物品の部分の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合と認められるためには、なければならない。物品の表示部に表示される画像が、以下の (i) 及び (ii) 全ての要件を満たしていなければならない場合、当該画像は、物品の部分の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合と認められる。

- (1) 画像を含む意匠の意匠に係る物品が、意匠法の対象とする物品と認められるものであること（第 2 部「意匠登録の要件」第 1 章「工業上利用することができる意匠」21.1.1.1「物品と認められるものであること」参照）
- (~~ii~~) 2) 物品の表示部に表示される画像が、その物品の機能を果たすために必要な表示を行う画像であること
- (~~ii~~) 3) 物品の表示部に表示される画像が、その物品にあらかじめ記録された画像であること

74.4.1.1.1.1.1 74.5.1.1.1.1.1 物品の表示部に表示される画像が、その物品の機能を果たすために必要な表示を行う画像であること

物品の表示部に表示される画像が、意匠法第 2 条第 1 項に規定する意匠を構成するためには、当該画像が、その物品の機能を果たすために必要な表示を行うもの画像でなければならない。

物品の「機能」とは、当該物品（別表第一による物品の区分、また又はそれと同程度の区分による物品の区分を指す）から一般的に想定できる機能を意味する。例えば「置時計」であれば、時刻を表示する機能が物品の「機能」である（【事例 1】）。複数の機能を物品自体が備え持つ物品は、それぞれの機能が物品の「機能」であるといえ、例えばストップウォッチ機能付きの「腕時計本体」であれば、時刻表示機能、時間計測表示機能が物品の「機能」といえる（【事例 2】）。

なお、意匠登録を受けようとする意匠の意匠に係る物品が一般的に想定できない機能を有している場合は、願書の「意匠に係る物品の説明」の欄の記載等でどのような機能を有しているかを示すことで、その機能を果たすために必要な表示を行う画像についても保護を受けることができる（【事例 3】）。

物品の機能については、例えばデジタルカメラの撮影機能のほかに、撮影時に水平状態を確認するための水準器表示等、機能と密接に関連した付随機能が存在するが、このような付随機能を果たすために必要な表示を行

資料 2

第 7 部 個別の意匠登録出願 第 4 章 画像を含む意匠

う画像についても、物品の機能を果たすために必要な表示を行う画像とする（【事例 4】）。

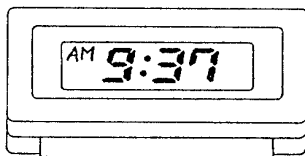
（注）複数の機能を有する物品の取扱い

当該画像が物品のどの機能を果たすために必要な画像であるのか、その物品からは直接導き出すことができないような複数の機能を有する物品については、その旨の説明を記載する必要がある。

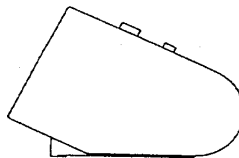
【事例 1】

【意匠に係る物品】置き時計

【正面図】



【右側面図】



【事例 2】

【意匠に係る物品】腕時計本体

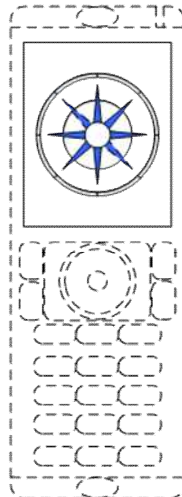
【正面図】



【事例 3】

【意匠に係る物品】携帯電話機

【正面図】



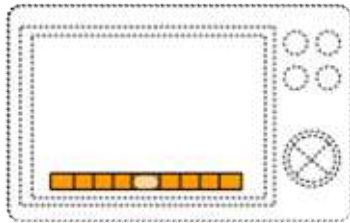
【意匠に係る物品の説明】

本物品は、方位計測機能を有する携帯電話機である。
正面図中の表示部に表された図形は、計測した方位を表示するものであり、測定した方位に応じて磁針が回転する。

【事例 4】

【意匠に係る物品】デジタルカメラ

【正面図】



撮影支援情報表示（水準器表示）

【意匠に係る物品の説明】

本物品は、カメラの傾きを感知する水準器機能を有するデジタルカメラである。

正面図中の表示部に表された図形は、撮影時に水平状態を確認するための水準器表示である。

74.4.1.1.1.1.2 74.5.1.1.1.1.2 物品の表示部に表示される画像が、その物品にあらかじめ記録された画像であること

意匠法第 2 条第 1 項において規定する意匠は、「物品（中略）の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合」であることから、物品の表示部に表示される画像は、その物品にあらかじめ記録された画像である必要がある（当該物品が有する機能に係るアップデートの画像を含む）。したがって、テレビ番組の画像、インターネットの画像、一体として用いられる他の物品からの信号による画像を表示したものなど物品の外部からの信号による画像を表示したもの、物品に接続又は挿入された記録媒体に記録された画像を表示したもの及び事後的に記録された画像を表示されたものは、意匠を構成するもの画像とは認められない。

また、物品から独立して創作され、販売されるビジネスソフトやゲームソフト等をインストールすることで表示される画面デザインについては、物品にあらかじめ記録されたもの（プリインストールされたもの）であっても、意匠を構成しないものとする。

74.4.1.1.1.1.2 74.5.1.1.1.1.2 意匠に含まれる画像が、意匠法第 2 条第 2 項において規定する画像を構成するものであること

意匠に含まれる画像が、意匠法第 2 条第 2 項において規定する画像を構成するためには、物品の機能を発揮できる状態にするための操作に用いられる画像で以下のすべての要件を満たしていなければならない。

- (1) 画像を含む意匠の意匠に係る物品が、意匠法の対象とする物品と認められるものであること（第 2 部「意匠登録の要件」第 1 章「工業上利用することができる意匠」21.1.1.1「物品と認められるものであること」参照）
- (2) 物品の機能を発揮できる状態にするための操作の用に供される画像であること

(3) 当該物品又はこれと一体として用いられる物品に表示される画像であること

(4) その物品に記録された画像であること

74.4.1.1.1.2.1 物品の機能を発揮できる状態にするための操作の用に供される画像であること

物品の「機能」とは、当該物品（別表第一による物品の区分、又はそれと同程度の区分による物品の区分を指す）から一般的に想定できる機能を意味する。例えば「電話機」であれば、通信回線を通じ、指定された接続先と音声通話を実現することが、物品の「機能」である。複数の機能を備え持つ物品は、それぞれの機能がその物品の「機能」であるといえ、例えば「カメラ付き携帯電話機」であれば、通話機能、画像撮影機能、撮影画像表示機能及び通話メール送受信機能等が物品の「機能」といえる。

なお、意匠登録を受けようとする意匠の意匠に係る物品が一般的に想定できない機能を有している場合は、願書の「意匠に係る物品の説明」の欄の記載でどのような機能を有しているかを示すことで、その機能を発揮できる状態にするための操作の用に供される画像についても保護を受けることができる。

機能を「発揮できる状態」とは、当該物品の機能を働かせることが可能となっている状態（例えば、切符販売機であれば切符の発券ができる状態、光ディスク記録再生機の「映像再生機能」であればコンテンツの視聴を開始できる状態、及び、現金自動預入支払機の「振込機能」であれば振込の処理が開始できる状態等）であり、実際に当該物品がその機能にしたがって働いている状態（例えば、携帯電話機については通話中やメールの送信中、磁気ディスクレコーダーについては再生中や録画中の状態等）を保護対象に含まないことを意味する。

「操作」とは、物品がその機能にしたがって働く状態にするための指示を与えることをいう。したがって、操作のための図形等が一つもなく、単に当該物品の作動状態を表示しているのみの画像は操作画像とは認められない。（ただし、当該画像が、当該物品の有する機能を果たすために必要な表示を行うものであって、当該物品にあらかじめ記録された画像の場合には、意匠法第 2 条第 1 項に該当する画像として保護対象となり得る（74.1「意匠法第 2 条第 1 項に規定する物品の部分の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合と認められる画像について」参照）。）

なお、ここでいう「操作」については、操作の用に供されるものであることが画像全体について認定できれば足りるものであり、画像に含まれる操作図形それぞれについてまで詳細に認定することを要さない。

複数の段階を経て物品の機能を発揮できる状態にする画像については、そのいずれの段階も機能を発揮できる状態にするためのものと認められるものであるから、当該画像が操作の用に供されるものであれば、保護対象となり得る。

また、複数の機能を物品自体が備え持つ物品においては、そのうちの一の機能について機能を発揮した状態で用いられる操作画像であっても、それが新たな別の機能を発揮できる状態にするための操作のための図形等を含む画像である場合は、当該物品の機能を発揮できる状態にするための操作の用に供される画像と認められ、保護対象となり得る。

(注) 複数の機能を有する物品の取扱い

当該画像が物品のどの機能を発揮できる状態にするための操作の用に供されるものなのか、直接導き出すことができないような複数の機能を有する物品については、その旨の説明を記載する必要がある。

74.4.1.1.1.2.2 当該物品又はこれと一体として用いられる物品に表示される画像であること

意匠法第 2 条第 2 項に規定する画像と認められるためには、意匠登録出願の意匠に係る物品（当該物品）の表示部に表示される画像か、当該物品と一体として用いられる物品に表示される画像であることを要する。

当該物品と一体として用いられる物品に表示される画像とは、当該物品の使用上の便宜の観点から、当該物品の表示部に表示される画像ではなく、使用の際に当該物品と同時に用いられる表示機器に表示される画像を指す。

例えば、テレビモニターに表示される磁気ディスクレコーダーの操作画像や、データ表示機に表示される付加機能を有する電子計算機の画像などがこれに該当する。

【事例 1】

当該物品に表示される画像
「携帯電話機」



(物品自体が有する表示部に表示される画像の例)

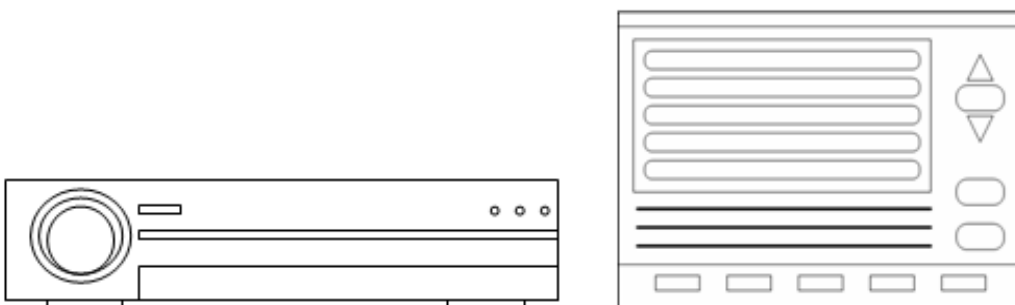
※表示部に表示された画像は通話機能等、意匠に係る物品の機能を発揮できる状態にするために行われる操作の用に供されることが前提となる。

【事例 2】

当該物品と一体として用いられる物品に表示される画像

意匠法第 2 条第 2 項では「これと一体として用いられる物品に表示されるものが含まれるものとする」と規定され、当該物品の機能を発揮できる状態にするための操作の用に供される画像であって当該物品と一体として用いられる表示機器に表示される画像は保護対象となる。

「磁気ディスクレコーダー」



(当該物品と一体として用いられる物品（例、テレビモニター）に表示される画像の例)

※録画予約機能等、意匠に係る物品の機能を発揮できる状態にするために行われる操作の用に供される画像であることが前提となる。

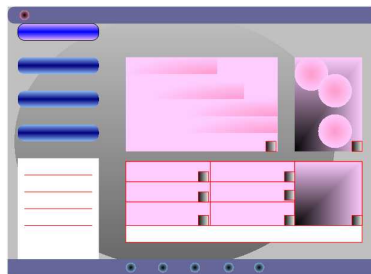
部分意匠については、上記に加えて第 7 部「個別の意匠登録出願」第 1 章「部分意匠」の定義を参照されたい。

74.4.1.1.1.2.3 その物品に記録された画像であること

意匠法第 2 条第 1 項に規定する意匠は、「物品（中略）の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合」であることから、物品の表示部に表示される画像は、その物品に記録された画像である必要がある（当該物品が有する機能に係るアップデートの画像を含む）。したがって、テレビ番組の画像、インターネットの画像、他の物品からの信号による画像を表示したものなど、物品の外部からの信号による画像を表示したもの、物品に接続又は挿入された記録媒体に記録された画像を表示したものは、意匠を構成する画像とは認められない。

【物品に記録された画像と認められない事例】

（ウェブサイトの画像）

**74.4.1.1.1.3 電子計算機に関する画像****74.4.1.1.1.3.1 電子計算機の画像**

電子計算機が本来的に有する機能は情報処理機能のみであるため、意匠に係る物品を「電子計算機」とする意匠の場合、任意のソフトウェア等により表示される画像は、情報処理を既に実行している画像であって、物品（電子計算機）の情報処理機能を果たすために必要な表示ではないことから、意匠法第 2 条第 1 項に規定する物品の部分の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合に該当しない。

また、ソフトウェアにより表示される画像は、物品（電子計算機）の情報処理機能を既に発揮している状態の画像に該当するため、意匠法第 2 条第 2 項に規定する画像にも該当しない。

ただし、電子計算機の情報処理機能に係る BIOS（入出力のための基本システム）の画像や、ハードウェアとしての電子計算機の機能調整に関する画像（例えば、画面一体型の電子計算機における画面照度調整の画像等）については、意匠法第 2 条第 1 項に規定する物品の部分の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合、又は、意匠法第 2 条第 2 項に規定する画像に該当する。

74.4.1.1.1.3.2 付加機能を有する電子計算機の画像

電子計算機は、それ単体では情報処理機能しか有さないものの、ソフトウ

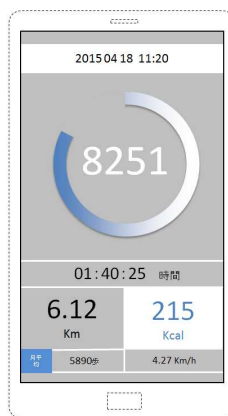
ウェアと一体化することにより、具体的な機能を有する新たな物品を構成し得る。この電子計算機にソフトウェアをインストールすることにより、その他のハードウェアを要さずに成立する新たな物品を、付加機能を有する電子計算機と位置付ける。

付加機能を有する電子計算機については、情報処理機能のみならず、付加された具体的な機能を有する物品であることから、当該付加機能を果たすために必要な表示を行う画像である場合には、意匠法第 2 条第 1 項に規定する物品の部分の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合に該当する。

また、当該付加機能を発揮できる状態にするために行われる操作の用に供される画像である場合には、意匠法第 2 条第 2 項に規定する、物品の操作の用に供される画像に該当する。

【意匠を構成するものと判断する事例 1】

「歩数計機能付き電子計算機」



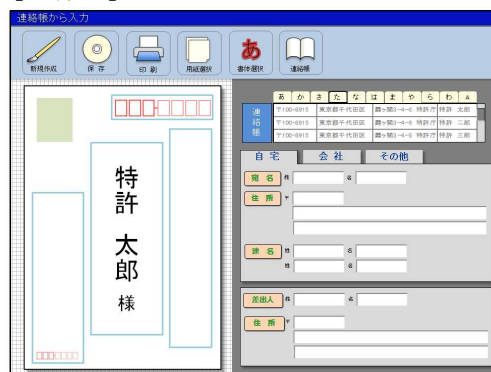
歩数計測データを表示する画像

※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

【意匠を構成するものと判断する事例 2】

「宛名作成機能付き電子計算機」

【画像図】



アドレス帳からデータを入力し、宛名作成機能を発揮させるための画像

※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

74.4.1.1.2 意匠を構成する画像に該当しないもの

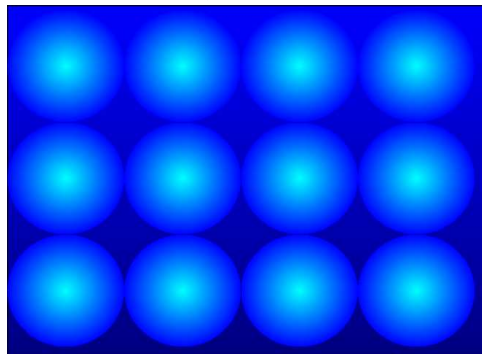
以下の画像は、意匠を構成する画像に該当せず、意匠法第 3 条第 1 項柱書の規定により意匠登録を受けることができない。

(1) 装飾表現のみを目的とした画像

装飾表現のみを目的とした画像は物品の機能を果たすために必要な表示を行う画像とは認められず、また、物品の機能を発揮するための操作にの用に供される画像とは認められないため、意匠を構成しない。

【意匠を構成するものと認められない事例】

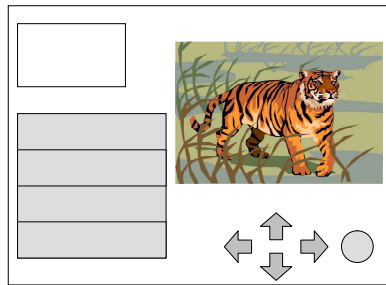
表示部の背景を装飾するための画像（いわゆる壁紙）

**(2) 映画等（いわゆるコンテンツ）を表した画像**

テレビ番組の画像、インターネットの画像など物品の外部からの信号による画像を表示したもの及び物品に接続又は挿入された記録媒体に記録された画像を表示したものは、物品にあらかじめ記録された画像ではないため、意匠法第 2 条第 1 項に規定する物品の部分の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合とは認められない。また、意匠法第 2 条第 2 項に規定する物品の機能を発揮するための操作に用いる画像とも認められない。

意匠に含まれる画像中に、映画の一場面やゲームの画像等の物品から独立したコンテンツ（又はコンテンツと疑われるもの）が表示されている場合、当該コンテンツについては意匠に係る物品から独立したものであるから、当該コンテンツ部分については意匠を構成しないものとして取り扱うものとし、物品から独立したコンテンツを含む意匠については、第 3 条第 1 項柱書の拒絶理由を通知する。この場合にコンテンツを削除し、説明のための参考図等でコンテンツ表示部であることを示す補正は意匠の要旨を変更しないものとする。

【意匠に含まれる画像中にコンテンツが表示されている例】



【画像図】

【意匠に係る物品】動画再生機

【意匠の説明】（略）画像図は、動画再生中に本物品のメニューボタンを押下したときに表示される録画機能を発揮するための状態にするための操作画像を示す。右上に再生中の画像を表示しつつ、録画の設定をすることができる。（以下略）

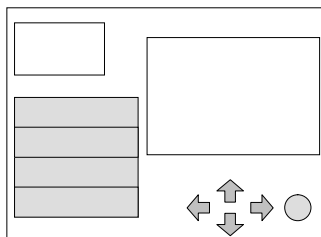
※その他の必要な図等は省略。

意匠に含まれる画像中に、物品から独立したコンテンツが表示されている意匠出願に対しては、審査官は第 3 条第 1 項柱書で拒絶理由を通知する。

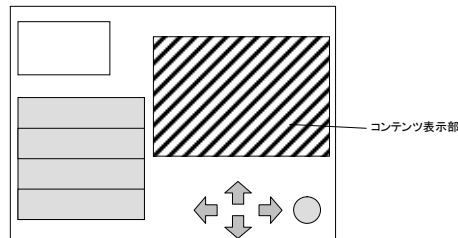
（参考）コンテンツ表示部を有する、画像を含む意匠の記載例

【意匠に係る物品】動画再生機

【意匠の説明】（略）参考画像図中、斜線で示された部分は再生中の動画の表示部を示す。（以下略）



【画像図】



【参考画像図】 ※その他の必要な図等は省略。

(3) 汎用の表示器に表示された画像

汎用の表示器に、一体として用いられる他の物品からの信号による画像を表示したもの、物品に接続された記録媒体に記録された画像を表示したものなど、物品の外部からの信号による画像を表示したものは、表示器という物品に**あらかじめ**記録された画像ではないため、意匠法第 2 条第 1 項に規定する物品の部分の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合とは認められない。

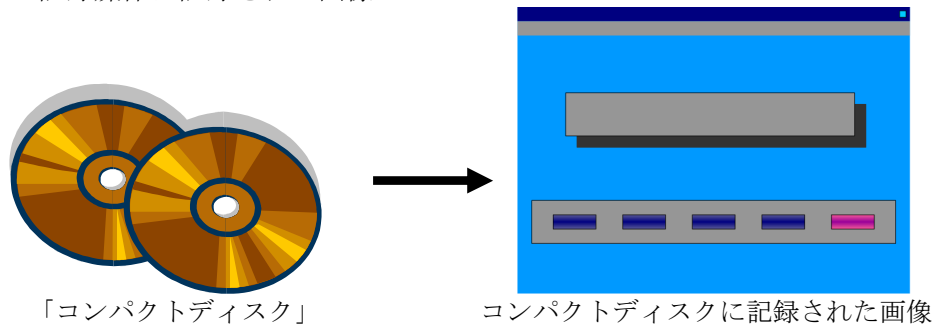
意匠法第 2 条第 2 項では「これと一体として用いられる物品に表示されるものが含まれるものとする」と規定され、当該物品の機能を発揮できる状態にするための操作のに用いられる画像であって当該物品と一体として用いられる表示機器等に表示される画像は保護対象となるが、その場合、意匠に係る物品は表示器ではなく当該物品となる。したがって、汎用の表示器の表示部に表示された操作画像は、表示器の機能を発揮できる状態にするための操作の用に供される画像である場合を除き、意匠法第 2 条第 2 項に規定する物品の機能を発揮できる状態にするための操作のに用いられる画像とは認められない。

(4) 記録媒体に記録された画像

記録媒体は表示部を持たないため、記録媒体に記録された画像は、意匠法第 2 条第 1 項に規定する物品の部分の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合とは認められない。また、記録媒体という物品（例えば、コンパクトディスク等）は、その物品に画像に係る情報を記録することが可能であるものの、記録媒体自体は操作機構を持たないから、意匠に係る物品を記録媒体とした画像は、意匠法第 2 条第 2 項に規定する物品の機能を発揮できる状態にするための操作のに用に供さられる画像とは認められない。

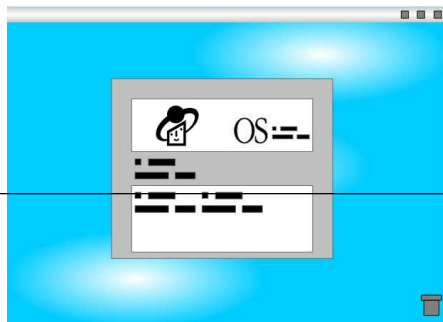
【意匠を構成するものと認められない事例】

記録媒体に記録された画像

~~(5) 電子計算機の取扱い~~

~~物品から独立して創作され、販売されるソフトウェア（OSも含む）をインストールすることで表示される画像（プリインストールされたものも含む）は、意匠法第 2 条第 1 項に規定する物品の部分の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合とは認められない。~~

~~また、電子計算機は、本来的な機能が情報処理であるため、電子計算機でソフトウェアを使用することは、電子計算機の情報処理機能を発揮している状態の画像に該当するため意匠法第 2 条第 2 項に規定する画像に該当しない。~~

~~【意匠を構成するものと認められない事例】~~~~電子計算機により表示される画像~~~~（OSにより表示された画像）~~~~（インターネットを通じて表示された画像）~~

(6-5) ゲーム機に表示された画像の取扱い

物品から独立して創作され、販売されるゲームソフトをインストールすることにより表示されるゲームの画像(ゲーム機にプリインストールされたものも含む)、ゲームを記録した記録媒体を挿入することにより表示されるゲームの画像は、いずれも物品から独立したコンテンツであることから、意匠法第 2 条第 1 項に規定する物品の部分の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合とは認められない。

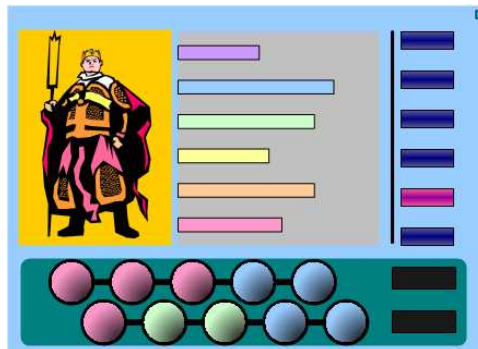
ただし、電池残量表示など、ゲームソフトによらないゲーム機本体の機能を果たすために必要な表示を行う画像であって、物品にあらかじめ記録されたものについては、意匠法第 2 条第 1 項に規定する物品の部分の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合と認められる。

また、ゲームの画像は物品から独立したコンテンツであることから、既にゲーム機能を発揮した状態の画像に該当するため意匠法第 2 条第 2 項に規定する画像にも該当しない。

ただし、ゲーム機本体の設定用の画像等は、意匠法第 2 条第 2 項に規定する物品の機能を発揮するための操作に用いられる画像として保護される認められる。

【意匠を構成するものと認められない事例】

ゲームの機により表示される画像



74.4.1.2 74.5.1.2 意匠が具体的なものであること

第一に、その意匠の属する分野における通常の知識に基づいて、出願当初の願書の記載及び願書に添付された図面等から意匠登録出願の方法及び対象が画像を含む意匠の意匠登録出願であることが直接的に導き出されなくてはならない。

次に、画像を含む意匠の意匠登録出願に係る意匠が具体的なものと認められるためには、その意匠の属する分野における通常の知識に基づいて、出願当初の願書の記載及び願書に添付した図面等から具体的な一の意匠の内容、すなわち、以

下の①から④についての具体的な内容が、直接的に導き出されなければならない。

- ① 画像を含む意匠の意匠に係る物品
- ② 「画像」の用途及び機能
- ③ 部分意匠として「画像」の意匠登録を受けようとする場合には、その位置、大きさ、範囲
 ただし、当該物品と一体として用いられる物品に表示される「画像」を含む意匠を部分意匠として意匠登録出願する場合であって、画像を意匠登録を受けようとする部分にするときは、当該物品と一体として用いられる物品に対する意匠登録を受けようとする部分の位置、大きさ、範囲は評価しない。
- ④ 「画像を含む意匠」の形態
 願書の記載又は願書に添付した図面等の記載の正確性について、全体意匠に関しては第 2 部「意匠登録の要件」第 1 章「工業上利用することができる意匠」21.1.2「意匠が具体的なものであること」、部分意匠に関しては第 7 部「個別の意匠登録出願」第 1 章「部分意匠」71.4.1.2「意匠が具体的なものであること」を参照されたい。

(1) 意匠が具体的なものと認められない場合の例

願書又は願書に添付した図面等に、以下のような記載不備を有しており、願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断しても、具体的な一の意匠の内容を直接的に導き出せないときは、意匠が具体的なものとは認められない。

- ① 意匠に係る物品又は「画像」の具体的な用途及び機能が明らかでない場合
- ② 「画像」全体の形態が表されていない場合
- ③ 意匠に係る物品全体の形態が表されていない場合
- ④ 「画像」を含む、意匠に係る物品の形態に、願書の「意匠に係る物品」の欄に記載された物品の区分に属する物品を認識するのに必要な最低限含まれていなければならない構成要素が明確に表されていない場合(部分意匠の場合)
- ⑤ 「画像」が物品の表示部に表示されるものか、当該物品と一体として用いられる物品の表示部に表示されるものか明らかでない場合
- ⑥ 「画像」が変化する場合に、変化の順序、変化の態様が明らかでない場合

74.4.1.3 74.5.1.3 工業上利用することができるものであること

画像を含む意匠の意匠に係る物品が、工業上利用することができるものでなくてはならない。

74.4.2 74.5.2 新規性

意匠法第 3 条第 1 項各号の規定の適用については、当該画像を含む意匠が公知の

意匠のいずれかの意匠に該当するか否か、又は公知の意匠に類似する意匠に該当するか否かを判断することにより行う。

74.4.2.1 ~~74.5.2.1~~ 意匠法第 3 条第 1 項第 1 号及び第 2 号

画像を含む意匠が、公知の意匠に該当するか否かの判断を行い得るためには、公知の意匠の中に、原則として、意匠登録出願された画像を含む意匠の意匠登録出願の全体の形態が対比可能な程度に十分表されていれば新規性判断の基礎となる資料とすることができる。

なお、刊行物等の公知資料中に表された画像については、それが電子計算機にインストールされたソフトウェアの画像と認められる場合は、付加機能を有する電子計算機の画像の意匠として取扱う。

その他の判断基準については、全体意匠に関しては第 2 部「意匠登録の要件」第 2 章「新規性」22.1.1「意匠法第 3 条第 1 項第 1 号」及び 22.1.2「意匠法第 3 条第 1 項第 2 号」を、部分意匠に関しては、第 7 部「個別の意匠登録出願」第 1 章「部分意匠」71.4「部分意匠に関する意匠登録の要件」71.4.2「新規性」71.4.2.1「意匠法第 3 条第 1 項第 1 号及び第 2 号」71.4.2.2「意匠法第 3 条第 1 項第 3 号」を参照されたい。

74.4.2.2 ~~74.5.2.2~~ 意匠法第 3 条第 1 項第 3 号

74.4.2.2.1 ~~74.5.2.2.1~~ 公知意匠と画像を含む意匠の類否判断

画像を含む意匠の場合、対比する両意匠が次の①～③の全てに該当する場合に両意匠は類似する。

- ① 対比する両意匠の意匠に係る物品が同一又は類似であること
- ② 対比する両意匠の画像の用途と機能が同一又は類似であること
- ③ 対比する両意匠の形態が同一又は類似であること

意匠は、物品と形態が一体不可分のものであるから、画像を含む意匠についても、意匠に係る物品と公知の意匠の意匠に係る物品とが同一又は類似でなければ意匠の類似は生じない。

また、画像は、物品の部分の形状、模様、若しくは色彩又はこれらの結合に含まれるものであり、画像を含む意匠が類似するためには、対比する両意匠の画像の用途及び機能が同一又は類似でなければならない。

その他、画像を含む意匠の類否判断は全体意匠、部分意匠の審査基準に準じて行われる。

なお、複数の画像からなる変化する画像と変化を伴わない画像との類否判断及び変化する画像同士の類否判断は、変化する画像の変化の前後の態様も含めて総合的に観察して行う。

74.4.2.2.1.1 対比する両意匠の意匠に係る物品の認定及び類否判断

(1) 意匠に係る物品の認定

意匠に係る物品の使用の目的、使用の状態等に基づき、両意匠の、意匠に係る物品の用途及び機能を認定する。画像を含む意匠の場合、意匠に係る物品の用途及び機能の認定は、意匠に係る物品全体の用途及び機能、並びに、当該画像の用途及び機能について行う。

(2) 意匠に係る物品についての類否判断

画像は、物品がその内部に電子的に有する機能を視覚的に具現化するものであり、当該物品の機能を実際に発現させるためのものであるため、画像を含む意匠の場合には、意匠に係る物品全体の用途及び機能、並びに、それに占める当該画像の用途及び機能を総合的に勘案して、意匠に係る物品の用途及び機能の類否を判断する。

一般に、意匠に係る物品の用途及び機能が物品全体として共通している場合には、具体的な用途及び機能に多少の相違があったとしても、意匠に係る物品は類似すると判断する。また、比較の対象となる意匠の意匠に係る物品が、当該画像の用途及び機能以外に当該画像とは直接的に関係しない他の用途及び機能を有する場合であっても、意匠に係る物品の用途及び機能が物品全体として共通し、当該画像の用途及び機能が共通する限りにおいて、意匠に係る物品は類似すると判断する。

意匠に係る物品の用途及び機能に共通性がない場合には、意匠は類似しない。

(3) 付加機能を有する電子計算機の場合の類否判断

付加機能を有する電子計算機の意匠と他の物品の意匠とを対比する場合、両意匠の意匠に係る物品についての類否判断は、当該物品全体の用途及び機能を考慮することにより行う。

例えば、物品全体の用途及び機能を、ハードウェアとしての電子計算機が社会通念上具備し得る内蔵デバイスとソフトウェアのみにより実現可能な場合、付加機能を有する電子計算機と当該物品とは、意匠に係る物品が類似し得る。

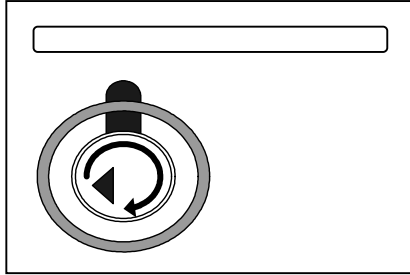
類似する意匠と認められるものの例

下記の事例については類似するものと認められる。

【事例 1】

公然知られた意匠

【画像図】

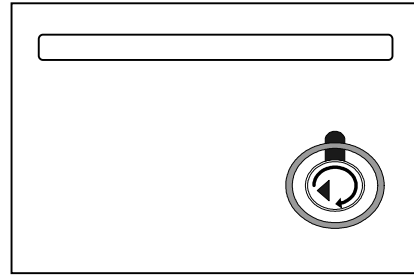


「デジタルビデオディスクレコーダー」

(映像編集機能を発揮できる状態にするための操作の用に供される画像)

出願の意匠

【画像図】



「デジタルビデオディスクレコーダー」

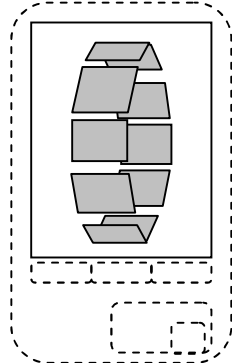
(映像編集機能を発揮できる状態にするための操作の用に供される画像)

※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

【事例 2】

公然知られた意匠

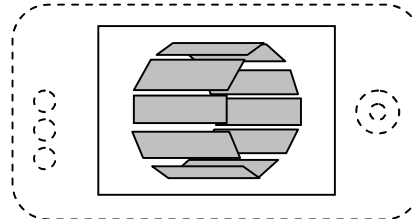
【正面図】



「携帯用ビデオプレイヤー」
(映像を選択するための画像)

出願の意匠

【正面図】



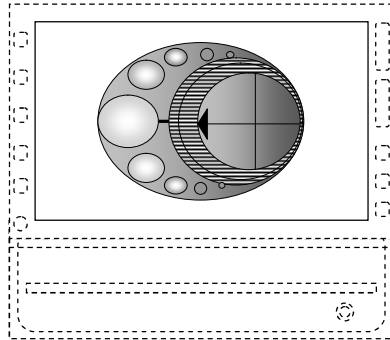
「携帯用ビデオプレイヤー」
(映像を選択するための画像)

※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

【事例 3】

公然知られた意匠

【正面図】

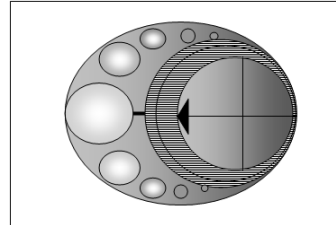


「車載用経路誘導機」
(物品自体の表示部に表示される
画像)

※意匠登録を受けようとする
部分の位置・大きさ・範囲
に特段の特徴が認められ
ない

出願の意匠

【画像図】



【正面図】



「車載用経路誘導機」
(当該物品と一体として用いられ
る物品に表示される画像)

※意匠登録を受けようとする部
分の位置・大きさ・範囲の評価
をしない

※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

当該物品の表示部に表示される画像に係る意匠登録出願と当該物品と一体として用いられる物品に表示される画像に係る意匠登録出願は類似することがある。

ただし、画像の形態が共通していても両者は全体に対する意匠登録を受けようとする部分の位置・範囲が異なり、類否判断に与える影響が大きいと考えられる場合は、両者は非類似と判断される。

【事例 4】

公然知られた意匠



付箋作成ソフトがインストールされた
「付箋作成機能付き電子計算機」
(付箋用紙の選択を行うための画像)

出願の意匠

【画像図】



「付箋作成機能付き電子計算機」
(付箋用紙の選択を行うための画像)

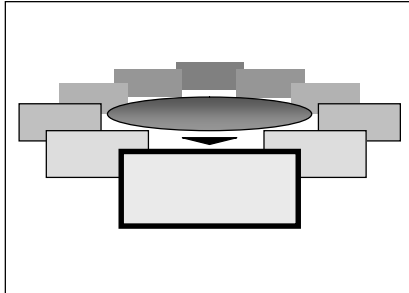
※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

なお、刊行物等の公知資料中に表された画像については、それが電子計算機にインストールされたソフトウェアの画像と認められる場合は、付加機能を有する電子計算機の画像の意匠として取扱う。

【事例 4-5】

公然知られた意匠

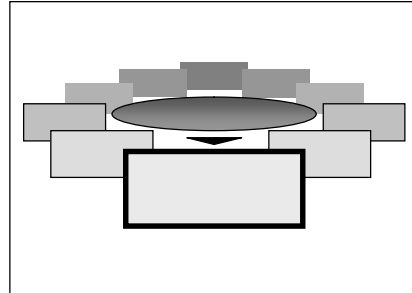
【画像図】



「デジタルビデオディスクレコーダー」
(各種設定の選択を行うための画像)

出願の意匠

【画像図】



「デジタルビデオディスクレコーダー」
(各種設定の選択を行うための画像)

※操作によって変化する画像



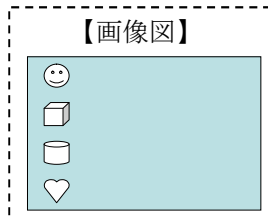
中央の長円形部の周囲を矩形のタイトル表示部
が時計回りに回転する変化をする画像

※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

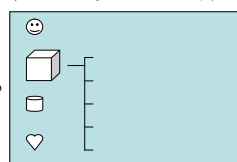
【事例 5-6】

公然知られた意匠

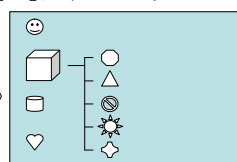
【画像図】



【変化した状態の画像図 1】



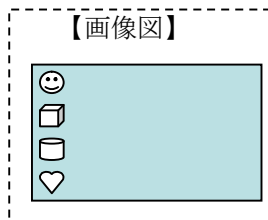
【変化した状態の画像図 2】



※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

出願の意匠

【画像図】



※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

公然知られた意匠が複数の画像からなる変化する画像であった
場合、出願意匠との類否判断は、公然知られた意匠を構成する複数
の画像の中の一部の画像との間で行う。

74.4.3 ~~74.5.3~~ 創作非容易性

<以下略>